

# 介護保険

令和3年度  
改正  
ポイント付!

# ガイドブック



平塚市

# 令和3年度 介護保険制度のおもな改正ポイント



## 4月から

### ●介護保険料が決まりました

第8期（令和3～5年度）の介護保険料が決まりました。→4～5ページ

### ●介護報酬が改定されました

介護報酬（介護保険サービスにかかる費用）が改定されました。それに伴い、サービス費用も変わりました。→15～24ページ

### ●介護予防・生活支援サービス事業の対象者が追加されました

要介護1～5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

## 8月から

### ●高額介護サービス費等の上限額が一部変わりました

高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わりました。→13ページ

### ●食費の基準費用額が変わりました

施設を利用したサービスで支払う食費の基準費用額が変更されました。→14ページ

### ●特定入所者介護サービス費の利用者負担段階と食費の負担限度額が一部変わりました

特定入所者介護サービス費の利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わりました。→14ページ

## もくじ

### 介護保険のしくみ

介護保険について ..... 2

### 介護保険料

65歳以上の人の介護保険料 ..... 4

### サービスの利用のしかた

サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です ..... 8

ケアプランの作成 ..... 10

サービスの利用者負担 ..... 12

### 利用できるサービス

サービスについて ..... 15

### 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように ..... 25

### 地域支援事業

健康長寿チャレンジひらつか（介護予防・日常生活支援総合事業） ..... 26

●平塚市の高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）マップ ..... 28



※掲載している内容については、今後見直される場合があります。



# 介護保険について

介護保険制度は平塚市が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

## 40歳以上のみなさん（被保険者）

必要な介護サービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護（支援）認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担分）を支払います。

### 65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人  
 （介護や支援が必要になった原因は問われません）



### 40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人  
 （交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



#### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん  
 （医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

## 介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

### こんなときに使います

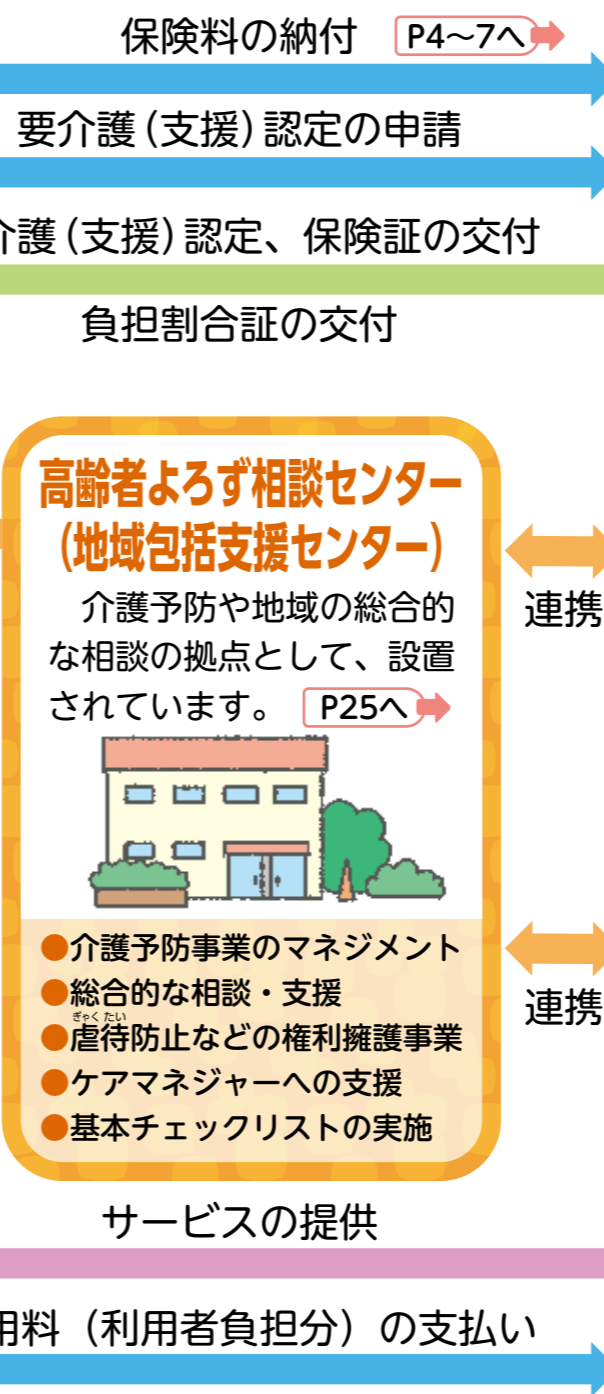
- 要介護（支援）認定の申請  
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。
- ケアプランなどの作成  
ケアプランなどの作成依頼を平塚市に届け出るとき。
- サービスの利用  
サービスを利用するとき。

## 平塚市（保険者）

介護保険制度は、みなさんが住んでいる平塚市が運営しています。



- 制度を運営します
- 要介護（支援）認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します



## 高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。 P25へ



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します



# 65歳以上の人の 介護保険料



市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

## 介護保険料の基準額

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{平塚市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{平塚市の65歳以上の人数}}$$

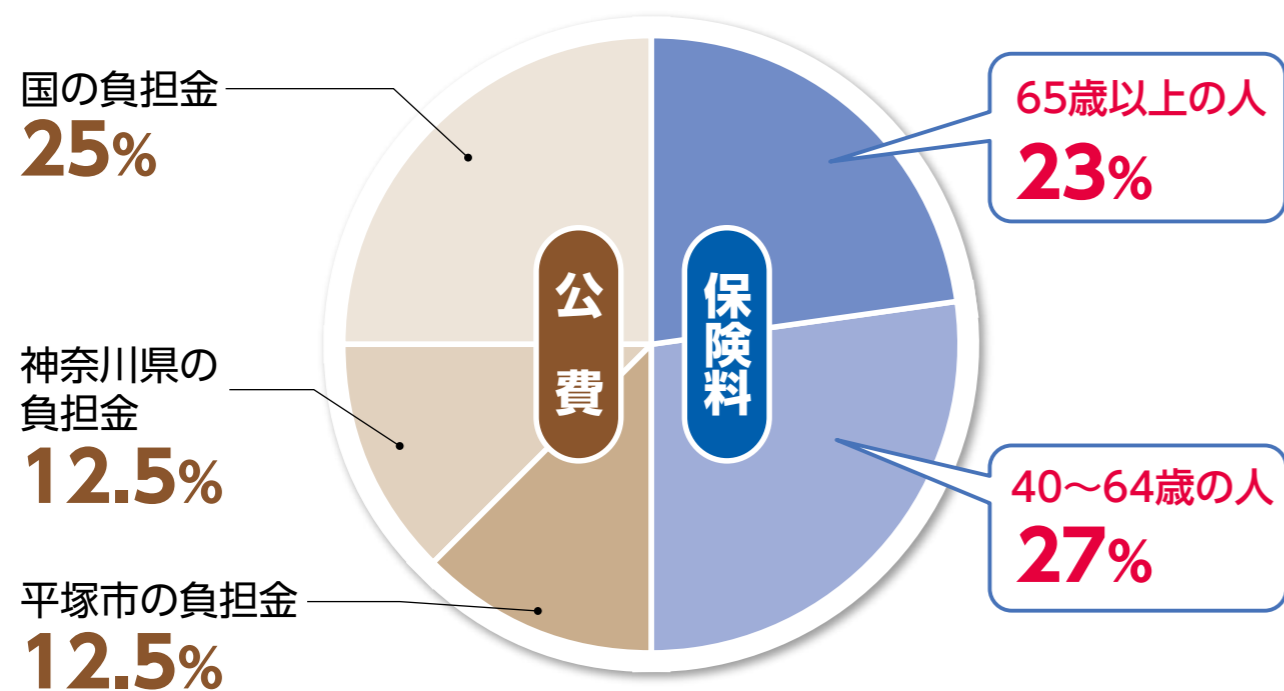
## 介護保険の財源 (令和3～5年度)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

### 財源の半分が 保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



## 令和3年度から令和5年度

所得段階 (所得段階区分)	対象者	年間保険料額
第1段階	●生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円以下の方	19,847円 (基準額×0.30)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	25,140円 (基準額×0.38)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記第1段階、第2段階以外の方	46,310円 (基準額×0.70)
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円以下の方	59,541円 (基準額×0.90)
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、上記第4段階以外の方	66,156円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の方	76,080円 (基準額×1.15)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	79,388円 (基準額×1.20)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	82,695円 (基準額×1.25)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満の方	86,003円 (基準額×1.30)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上180万円未満の方	92,619円 (基準額×1.40)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が180万円以上210万円未満の方	99,234円 (基準額×1.50)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	105,850円 (基準額×1.60)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	112,466円 (基準額×1.70)
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	125,697円 (基準額×1.90)
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	138,928円 (基準額×2.10)
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	152,159円 (基準額×2.30)
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	165,390円 (基準額×2.50)

### 世帯

4月1日現在での住民票上の世帯です。ただし、年度途中で転入された場合や65歳になった場合は、その時点での世帯です。

### 合計所得金額

上記、「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額から①長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。さらに、②第1～5段階で税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除(※1)の額を加えて得た額から10万円を控除した額(※2)によるものとし、③第6～17段階で税法上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額及び公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額(※2)によるものとし、

(※1) 租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。

(※2) 0円を下回る場合は、0円とする。

### 課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。



## 介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

### 年金が年額18万円以上の人 年金から天引きされます（特別徴収） （月額1万5,000円以上）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金天引きの対象となりません。

●特別徴収は、仮徴収期間（4月・6月・8月）と本徴収期間（10月・12月・2月）とで、年間保険料額の半分ずつを徴収する仕組みになっています。前年度と年間保険料額が変更となった場合は8月の年金天引きで調整します。

前年度	本年度					
	仮徴収			本徴収		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度2月と同額を天引き  
年間保険料額の半分を均等に天引き  
4月・6月・8月で年間保険料額の半分となるように調整した額を天引き

■次のような場合には一時的に口座振替か納付書で納めることがあります。

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- その他

※いずれの場合も特別徴収の条件に該当すると、自動的に年金天引きが開始されます。その際には、文書でお知らせいたします。

### 年金が年額18万円未満の人 口座振替、納付書で納付（普通徴収） （月額1万5,000円未満）

平塚市から送付される納付書で、期日までに指定金融機関やコンビニエンスストアなどを通じて納めます。

納め忘れのない  
確実な

口座振替  
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

★これらを持って平塚市指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めることになります。口座振替の手続きには申し込みから1~2か月ほどかかります。

●キャッシュカードでの申し込みが可能です。

持 物 キャッシュカード 手続方法 市役所窓口

口座振替開始  
まで  
1か月程度

- ①平塚市役所介護保険課（1階117番窓口）にて、口座振替依頼書に必要事項を記入する。
- ②振替希望口座のキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、暗証番号を入力する。

その場で登録できるので、こちらの方法がおすすめです。

## 65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



例 10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

### ●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

### ●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として口座振替か納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4~9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月~翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、口座振替か納付書で納めます。

## 保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。災害その他の特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合には、申請に基づき介護保険料額が軽減される場合がありますので、平塚市介護保険課保険料担当にご相談ください。

### ●1年以上滞納すると （納期限から1年経過）

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

### ●1年6か月以上滞納すると （納期限から1年6か月経過）

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

### ●2年以上滞納すると （納期限から2年経過）

サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※利用者負担の割合が3割（P12参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

## 40~64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

### 保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決まります。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

### 保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40~64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。